

特許権	判決年月日	令和2年7月2日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10040号		

○ 進歩性欠如を理由に拒絶査定不服審判を不成立とした審決が取り消された事例

(事件類型) 審決(拒絶)取消

(結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 本願 特願2013-81957号

主引用例 特開2012-221672号

副引用例1 特許第4621896号

2 特開2013-8485号

(審決) 不服2018-000798号

判 決 要 旨

1 本件は、「リチウムイオン二次電池用正極およびリチウムイオン二次電池」の本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。

審決は、上記各引用例に基づいて本願発明の進歩性を否定した。

原告は、取消事由として、副引用発明1の認定の誤り、副引用発明1の適用の容易想到性についての判断の誤り等を主張した。

2 判決は、原告の上記各主張には理由があると判断し、審決を取り消した。

以 上